

(案)

22 府政科技第 号
平成 22 年 月 日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

総合科学技術会議議長
鳩 山 由紀夫

諮問第 13 号「ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針の改正について」
に対する答申

平成 22 年 2 月 16 日付 (21 文科振第 305 号) 諮問第 12 号「ヒト E S 細胞の
樹立及び分配に関する指針の改正について」は、別紙の理由により妥当と認
める。

(案)

(別紙)

本諮問は、ヒトES細胞からの生殖細胞の作成を認めたことに伴い、第一種樹立に必要なヒト受精胚の提供時のインフォームド・コンセントの説明と、ヒトES細胞の海外使用機関の基準を改正したものであり、その改正を妥当と認められた理由は以下のとおりである。

1. インフォームド・コンセントの説明について

インフォームド・コンセントの説明において、ヒトES細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合には、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと、を説明することとしており、「ヒトES細胞の使用に関する指針」の改正案の内容に沿っており、妥当であると考えられる。

2. 海外使用機関の基準について

海外使用機関の基準について、国内と同様にヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこととしており、妥当であると考えられる。